

税務トレンジ

四季報

第59回

退職所得控除の計算式

【勤続年数が20年以下の場合】

$$40\text{万円} \times \text{勤続年数}$$

※最低80万円控除

【勤続年数が20年以上の場合】

$$800\text{万円} + 70\text{万円} \times (\text{勤続年数} - 20)$$

定年前後のお金と手続き
65歳を迎える定年退職後に必要な手續となる手續のうち主なものは、退職金、年金、健康保険の3つです。

40年勤めた会社を退職。退職金2,000万円を受け取る場合、「一時金」と「年金」では、どちらがよいでしょうか。

1. 退職金

退職金は「一時金」又は「年金」として受け取ることができます。一時金で受け取る場合は

(1) 一時金で受け取る場合
 $800\text{万円} + 70\text{万円} \times (40\text{年} - 20)$
年) = 2,200万円

退職所得控除2,200万円より退職金額が少ないで課税対象なしで手元に全額残ります。

(2) 年金で受け取る場合
退職年金として公的年金控除後、雑所得として毎年の確定申告が必要となります。所得税(5%)、住民税(10%)のほか、社会保険料等の支払いが発生します。運用利回り分多くもらうことができますが、10年間で受け取る手取り金額は2,000万円を切ることもあります。

課税退職所得の計算式
(一般退職所得手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

(3) 併用で受け取る場合
まず退職金を一時金で全額もらったときに退職所得控除に收取まるかどうかを確かめることができます。退職金が退職所得控除に収まるなら、年金型を併用せずに一時金だけで受け取れば税金はかかりません。退職所得控除を超える場合は、税金等を控除を検討します。

2. 健康保険

定年退職すると、健康保険の被保険者資格を失います。保険

証が使用できるのは退職日までです。退職後は保険証を返却す

ます。

扶養者の保険証も同様です。

定年退職後は、次に加入する健

康保険をどうするか、速やかに

決めなければなりません。定年

退職者が加入できる制度は、以

下の4つがあります。

①任意継続被保険者になる

②国民健康保険に加入

③特例退職者医療制度に加入

④家族の健康保険の被扶養者に

年金額を知りたい場合は、年金事務所もしくは年金相談サービスセンターの相談窓口を利用します。「ねんきんネット」というインターネットを利用した確認方法もあります。年金に関して相談したい場合は、年金事務所をおすすめします。年金事務所での相談は無料です。

年金は65歳受給開始が原則ですが、最長75歳まで繰り下げることができます。一ヶ月繰り下げることで、受給開始年齢を遅らせるほど、生涯で受け取れる年数は短くなります。税金や社会保険料を差し引いた手取りベースの年金受取額を考慮すると、68歳受け取り開始が一つの目安です。68歳で受け取り始めた場合、82歳になると、65歳からの受け取り金額を下回ります。様々な要素を考慮し、慎重に判断する必要があります。

（税理士 光廣 昌史）

2024年第3回 実務講座／キャッシュ・フロー基礎編

儲けたお金は、どこへ消えたか

社長さんに、「儲けたお金はどこにあるのですか?」と聞きますと、「いや、分からんんだ。利益が出てるのに、なぜかお金がない。どこへ行ったんだろう?」「決算書をどんなに見ても、儲けたお金がどこへ消えたかは書いてない。分からん」と、逆に問い合わせられることがあります。そんなんです。決算書からだけでは、1年間に儲けたお金がどうなったのかは分からんのです。

しかし、このような疑問はキャッシュ・フロー計算書のしくみを知ることで解決できるのです。本講座「キャッシュ・フロー基礎編」では、先を見てお金を残す経営を勉強します。経営者の方のまちろんのこと、経理担当の方と一緒にご参加ください。心地よい待っています。

◆日 時	2024年9月5日(木) 14:00~16:00	◆参 加 費	1,000円(税込)
◆講 師	専務取締役・CFP 中野 一弘	◆定 員	8名
◆会 場	てらまちビューエンタ(12階) 広島市中区寺町5番20号 広島城南リバーサイドB.L.D	◆お問合せ	株式会社オフィスミツヒロ 総合企画部/下田・和田

O M

株式会社オフィスミツヒロ
光廣税務会計事務所

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号
TEL 082-294-5000 FAX 082-294-5007
お申込みはHPから
URL /https://www.office-m.co.jp/